

2010年9月17日

埼玉県議会  
議長 小谷野 五雄 様

埼玉県議会各党派代表 様

日本共産党埼玉県議会議員団  
団長 柳下 礼子

### 埼玉県議会議員の定数並びに選挙区等の改定に関する申し入れ

二元代表制の下で地方議会は議事機関として行政機関とともに民主的自治の根幹を担っています。従って、有権者の意思が最も民主的に反映できる定数と選挙区を定めることは、県政の充実と発展にとって不可欠なものと言わなければなりません。

しかし、本県の県議定数は1978年（昭和53年）の12月定例会で94（当時の法定数100）とされて以来、日高市の市制施行に伴う定数1増（1995年）を除いて94と据え置かれたままです。この間、本県の人口は1979年の482万人から2005年の国勢調査では705万人へと223万人も増加しています。これにより県議1人当たりの人口も51,290人から75,045人へと大幅に増加しています。

またわが国の憲法は、主権者である国民に平等な選挙権を保障していますが、本県では1票の格差が2倍以上の選挙区が長年にわたって放置されており、選挙の公正さに対する有権者の信頼を欠いたものとなっています。

前回県議選（2007年）では、議員1人当たりの人口が最少の西第13区（川島町・吉見町）と東第15区（杉戸町・松伏町・旧庄和町）との「1票の格差」が2.524倍、同じく南第15区（旧鴻巣市・旧吹上町）との格差が2.473倍となるなど、格差2倍以上の選挙区が12選挙区にのぼっています。

選挙区の「1票の価値」が、他の選挙区の2倍を超えることは、1人が2票を行使することに等しく、憲法の平等原則に反するものです。東京都議選に関する東京高裁の判決（86年2月）は「法の趣旨は、できる限り1対1の数値であるべきことを要求している」「人口比例原則の緩和の程度は、1対2を超えることは許されない」と、格差を1対2未満にすべきことを明瞭に示しています。（この判決は、87年2月の最高裁判決で確定）

また、人口の多い選挙区の定数が、人口の少ない選挙区の定数より少ない「逆

転現象」も3通りあり、選挙の公正を著しく害するものとなっています。このような逆転選挙区の解消は、定数の増減や選挙区の変更なしにも可能であり、これ以上放置することは絶対に許されません。

よって、わが党議員団は本県議会議員の総定数、選挙区及び各選挙区への配分定数について下記の原則に沿って早急に見直すよう提案するとともに、見直しのために一人会派も含めた超党派による「埼玉県議会議員定数・選挙区問題協議会」を早急に立ち上げるよう議長並びに各会派に申し入れるものです。

#### 記

- 一．議員総定数については、「行政改革」の名で法定上限数を大幅に下回る定数は合理化できず、この間の人口増を踏まえ適切に見直しを図ること。
- 一．1票の格差を2倍未満に抑えるとともに、人口に基づく比例配分を厳格に行い、逆転現象を解消すること。
- 一．選挙区は「郡」・「市」を基本とし、市町村合併した自治体について特例を設けて分断することはしないこと。
- 一．飛び地の選挙区をつくらないため任意合区の対象となる選挙区については、隣接する市の選挙区との合区を図ること。

以上